

米・英・NZのメタ評価に関する整理表

※ p～、pp～は、本文の記述に対応するページを示す。

国名	チェックの対象とする政策評価の評価主体・評価方式	政策評価のチェック機関	政策評価のチェックの実施の枠組み・手順	政策評価のチェックを行う前提となるデータの入手権限	政策評価のチェックの基準・視点	備考
米国	GAOが行うプログラム評価 (Program Evaluation)	会計検査院 (GAO)	GAOが公表する報告書は、「取り決めのための電子支援ガイド」(EAGLE)により作成手続きが電子的に管理されている。その中で①第一担当者による審査と承認、②第二担当者による審査と同意と2段階のチェックを行う。【p36】	調査に使ったすべての内部資料や作業メモが審査者に渡される。【p35】	<ul style="list-style-type: none"> <li>「GAOの主要価値」：説明責任、誠実、信頼【p36】</li> <li>「専門的基準」：内部情報のため明らかでないが、主要部分は“GAO Yellow Book”に定める基準と共通と思われる。【pp36-37】</li> </ul>	GAOが行う年間約1,000件の評価のうち、90%は議会からの要請で実施している。【p33】
	政府業績成果法 (GPRA) により各省庁が行うプログラム評価	行政管理予算庁 (OMB)	予算査定ツール「施策の査定と格付けツール」(PART)による。各省庁はPARTを適用して評価を行い、評価書をOMBに提出。OMBの予算審議官がPARTを用いてそれらの審査及び格付けを行う。【pp40-41】	PARTのチェック項目の中にエビデンス/データの項目があり、それによりエビデンスの提出は義務とされている。【pp44-45】	<ul style="list-style-type: none"> <li>PARTによれば以下のとおり。</li> <li>質、範囲、独立性 (何者にも従属せず自らの意思で評価)、頻度</li> <li>プログラムが有効であり目的を達成しているか。【pp44-45】</li> </ul>	大統領予算に添付して議会に提出され、予算査定に活用することを前提としている。【p41】
	教育省が行うプログラム評価	教育省教育科学研究所 (教育学の専門家を多数雇用)	教育省教育科学研究所が運営する“What Works Clearing House (WWC)”による。特定の施策に関する複数の報告書を選定し、当該施策の一般的効果を6段階で評価。その評価の過程を公開し教育関係者に情報提供。【pp48-49】	収集した評価報告書を基に評価。【P49】	<ul style="list-style-type: none"> <li>WWCの「効果レーティング」によれば以下のとおり。</li> <li>複数のエビデンスにより正の有意性が示されるか。</li> <li>エビデンスがWWCエビデンス基準を満たしているか。</li> <li>負の効果を示すエビデンスがあるかどうか。【p51】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本メタ評価は教育省独自の取組である。【p48】</li> <li>WWCによる評価結果は、省内の次年度の予算配分に使用</li> <li>NCLB法においては、エビデンスに基づく有効性が証明、確認される政策のみに連邦予算が配分されるように求められている。【pp47-48】</li> </ul>
英国	各省庁と大蔵省との間で締結されるPSA (公共サービス協定) (業績測定)	大蔵省 (HM Treasury)	PSAの作成に当たり、①各省の担当者と大蔵省歳出担当各課で固めた草案を、②大蔵省一般歳出政策課でチェック。その後同省主計大臣から、公共サービス出関係会議(PSX)に報告され、重要な点について各省大臣と協議。【p70】	(PSA作成の主導権は大蔵省にある。【p63】)	<ul style="list-style-type: none"> <li>PSAに関するガイドラインによれば以下のとおり。</li> <li>組織目標と業績目標との妥当性、誤ったインセンティブの回避、帰属性 (外部要因の強さや行政責任の所在)、明確な定義、タイムリー性、信頼性、比較可能性、検証可能性【p71】</li> </ul>	予算案とともに議会に提出され、予算審議のための参考資料とされる。【p63】
		会計検査院 (NAO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良事例の確定・普及【p72】</li> <li>PSAに対する外部評価【pp72-73】</li> </ul>	検査に必要な文書を手入手することができる。(会計検査院法第8条)	PSAのデータに対する質的保証が中心。【p73】	2001年の「シャーマン報告」においてはPSAの外部評価に際して統計局等との連携も示唆されている。【p72】
NZ	各省庁が作成する年次報告書のサービス業績表 (業績測定)	会計検査院 (Office of the Auditor-General)	年次監査の一環として、各省庁の年次報告書のサービス業績表 (アウトプット群とその指標・達成度) を、SOI (業務計画書) と併せてチェックし、監査意見を表明。【pp85-87】	会計検査担当部署としての権限に基づき、検査に必要な書類には提出の義務がある。【p87】 (公監査法第24条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会計検査院監査基準」の中の「サービス業績報告書の監査基準」に以下のとおり示されている。</li> <li>SOIの法令遵守性、目的・アウトプット群・指標・目標値の適正性、その設定プロセスの適切性【pp87-89】</li> </ul>	
		財務省 (Treasury)	予算書及び予算に関するSOIを予算作成の一環としてチェックする中で、各省庁からの要望に応じて年次報告書のチェックを行う。【p90】	予算調整担当省庁としての権限に基づき、予算調製のデータとして入手する。【p90】	(担当する財務省国家部門業績局は、省庁の効率性、有効性の改善に関する提言を行う部署である。【p90】)	各省庁の指標の達成度を用いて予算査定をすることはない。【p91】
		政府サービス委員会 (State Services Commission)	同委員会の行政システム改善局が、省庁の行う業績測定について必要に応じて相談にのりアドバイスを行う。実施手順が定式化されたものではない。【p92】	(相談にのる中で、アドバイスを行うために必要な情報を入手する。)	「各省庁の業績を向上させる」という視点から、委員会の公表する数々のガイドラインに依拠し、各省庁のアウトプット・アウトカムの設定および指標の適切性に対しアドバイスを行う。【p92】	
	各省庁が重要な分野に絞って任意に行う評価 (Evaluation) (通常、事後評価)	(社会開発省の場合) ニュージーランド経済調査研究所 (NZ最大級の民間非営利の研究所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省庁では評価担当部署を設置して評価を行うことが一般的。行った評価のチェックの方法は各省庁によってさまざまである。【pp94-95】</li> <li>社会開発省では、省内の社会調査評価センターが同省の実施した政策について評価を実施。センターの行う評価は、ニュージーランド経済調査研究所による評価を年1回受けている。【pp95-99】</li> </ul>	評価の委託契約に基づいて入手する。	評価の手法・プロセスが適切かどうか。例えば定量的分析を行っている場合には、定量的分析を採用することが適切なケースであるか、適切な場合には、当該定量的分析が適切に行われているかどうか。【p99】	労働庁や教育省でも外部の専門家による評価は行われている。【p99】